

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

関東（茨城）国民年金 事案 5578

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年7月まで

申立期間については、次姉が家族（長姉、次姉、兄及び私）の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を4人分一緒に納付していたはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の次姉が家族（長姉、次姉、兄及び申立人）の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を4人分一緒に納付していたはずであると申述しているところ、オンライン記録によると、申立人には二つの国民年金手帳記号が払い出されており、最初の国民年金手帳記号番号（*）は、兄、長姉及び次姉と連番になっており、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和35年11月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録によると、国民年金保険料徴収事務が始まった昭和36年4月から37年9月までの期間は、上記の申立人を含む4人全員の保険料が納付済みである上、申立期間のうち、38年4月から同年6月までの期間は、長姉、次姉及び兄の保険料が納付済みとなっていることから、申立人の次姉が申立人の当該期間の保険料を納付したと考えるても不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの期間は、

国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人の長姉は申立人が婚姻した後に実施された第2回特例納付により国民年金保険料を納付している上、兄は未納となっているなど、保険料を4人分一緒に納付していたとする次姉が、申立人の当該期間の保険料を納付していた状況は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和38年7月は、「A共済組合期間確認照会回答票」によると、申立人が同組合の被組合員資格を取得したのは、同年7月29日と記録されていることから、当該月は、国民年金の被保険者とはなり得ない期間である。

さらに、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号(*)は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和44年8月頃に夫婦連番で払い出されたと推認されるが、当該払出時点では、申立期間のうち、37年10月から38年3月までの期間及び同年7月の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に上記二つの国民年金手帳記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和38年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 8965

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年8月1日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社B工場に勤務していた申立期間の標準報酬月額は59万円と記録されているが、保管する給与明細書によると実際にもらっていた給料は30万円くらいだった。将来の給付額が減額されることも承知しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は保管する給与明細書から申立期間に係る給与は、30万円くらいであったと主張し、記録の訂正を求めているところ、オンライン記録において、当該期間に係る標準報酬月額は59万円と記録されている。

しかしながら、日本年金機構C事務センターは「給与明細書等の資料を確認したところ、平成8年5月から7月までを算定対象月とする定時決定に該当すると思料する。」と回答しており、申立人から提出された給与明細書における、平成8年5月から同年7月までの算定対象月の総支給額の平均は、標準報酬月額30万円に見合う額であることから、同年10月からの標準報酬月額は30万円であることが認められる。

また、上記給与明細書により、申立期間の給与から標準報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、D厚生年金基金から提出された基金加入員台帳における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は30万円と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は30万円であることが認められることから、当該記録を30万円に訂正することが妥当である。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は9万7,000円、申立期間②は3万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、3万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①について、事業主の回答及び上記資料により、平成20年5月30日付けでA社から申立人に申立期間①及び②に支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表により、同日付けで同額の振込みがあったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

さらに、上記代表清算人から提出された資料により確認できる厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額から推認できる賞与額は申立

人が申述する賞与額とおおむね合致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額は、上記代表清算人から提出された資料、同僚の給与明細書及び申立人の申述により推認できる厚生年金保険料控除額から、9万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は9万2,000円、申立期間②は3万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、3万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①について、事業主の回答及び上記資料により、平成20年5月30日付けでA社から申立人に申立期間①及び②に支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る取引明細表により、同日付けで同額の振込みがあったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

さらに、上記代表清算人から提出された資料により確認できる厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額から推認できる賞与額は申立

人が申述する賞与額とおおむね合致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額は、上記代表清算人から提出された資料、同僚の給与明細書及び申立人の申述により推認できる厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8968

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は16万7,000円、申立期間②は13万3,000円、申立期間③は9万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①について、事業主の回答、同僚の供述及び同僚が保管していた給与明細書等により、当時、A社において、賞与は支払月の給与に上乘せして支給されていたことが確認できることから、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表により、申立期間①の前後の期間に同社から申立人に支給された給与はいずれも同額であることが認められる一方、申立期間①に支給された給与額は、その前後の期間に支給された給与額よりも多いことが確認できることから、申立期間①において、申立人は同社から賞与を支給されていたことが推認できる。

また、申立期間①及び②について、上記代表清算人から提出された資料により、申立期間③に支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が確認できることから、当該資料により平成20年

5月30日付けでA社から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表により、同日付けで同額の振込みがあったことが確認できる。

さらに、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①から③までにおいて賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記代表清算人から提出された資料及び当該同僚の給与振込口座に係る預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

加えて、上記代表清算人から提出された資料に記載されている申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額から、申立期間①とその前後の期間に支給された給与額をもとに算出した申立期間①の賞与額に係る厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額を控除した金額と、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく平成16年の社会保険料額の合計額は、同年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額と一致する。

また、上記預金取引明細表により確認できる給与額並びに代表清算人から提出された資料により確認できる厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の合計額から推認できる申立期間①及び②の賞与額は申立人が申述する賞与額とおおむね合致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額は、上記預金取引明細表、代表清算人から提出された資料及び申立人の申述により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は16万7,000円、申立期間②は13万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 8969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は2万1,000円、申立期間③は24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、24万8,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、2万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は2万6,000円、申立期間③は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は8,000円、申立期間③は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は27万5,000円、申立期間③は20万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、20万1,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、27万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8973

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は4万2,000円、申立期間③は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ5万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、5万7,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、5万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8975

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は46万7,000円、申立期間③は39万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、39万2,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、46万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は19万2,000円、申立期間③は44万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、44万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、19万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 8977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は5万9,000円、申立期間③は10万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、10万8,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、5万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は8,000円、申立期間③は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8979

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は6万8,000円、申立期間③は8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、8万8,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は21万3,000円、申立期間③は38万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び保険料控除額から、38万3,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、上記資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額及び申立期間③の保険料控除額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①から③までの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立期間①及び②に申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②におおむね同額の賞与が支給されたとしているところ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が申述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料及び申立人の申述により算出した賞与額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立期間①及び②の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は14万5,000円、申立期間②は3万円、申立期間③は3万7,000円、申立期間④は15万円、申立期間⑤は3万8,000円、申立期間⑥は15万円、申立期間⑦は15万4,000円、申立期間⑧は15万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年3月19日
③ 平成18年3月20日
④ 平成18年6月21日
⑤ 平成19年3月20日
⑥ 平成19年6月21日
⑦ 平成19年12月21日
⑧ 平成21年6月21日
⑨ 平成23年3月

私がA法人B会（以下「B会」という。）のC事業所に勤務していた時は、年3回（3月、6月、12月）の賞与を受け取っていたが、国（厚生労働省）の記録には申立期間の賞与の記録が無かった。

申立期間に賞与を受け取り、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについて、申立人から提出された給与支給明細書（賞与）、B会から提出された給与支給明細書（賞与）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、当該期間にB会から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されて

いたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、B会から提出された所得税源泉徴収簿により確認できる賞与額から、申立期間①は14万5,000円、当該事業所から提出された給与支給明細書（賞与）により確認できる賞与額から、申立期間②は3万円、申立人から提出された給与支給明細書（賞与）に係る保険料控除額から、申立期間③は3万7,000円、申立期間④は15万円、申立期間⑤は3万8,000円、申立期間⑥は15万円、申立期間⑦は15万4,000円、申立期間⑧は15万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑧までの賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

申立期間⑨について、B会は「平成22年度から年2回の賞与支給に変更したため、平成23年3月の賞与は職員全員に支給していない。」と回答している上、当該事業所が保管する「平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」からも、当該期間に賞与が支給された記録は確認できない。

また、申立人から提出された「平成23年分の所得税の確定申告書B」から確認できる給与支給額及び社会保険料控除額は、上記源泉徴収簿の給与支給額及び社会保険料控除額と合致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑨について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8985

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を95万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日
申立期間に係る賞与は支給されていたものの、事業主が届出を行って
いなかったため当該賞与の記録が無い。
厚生年金保険料は控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る平成17年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賃金台帳における保険料控除額から、95万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8986

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を102万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 20 日
申立期間に係る賞与は支給されていたものの、事業主が届出を行って
いなかったため当該賞与の記録が無い。
厚生年金保険料は控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る平成 17 年分賃金台帳により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該賃金台帳における保険料控除額から、102万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（長野）国民年金 事案 5576

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私は、平成6年4月から8年3月までA市在住であった。平成7年度についても6年度と同様に、A市役所で7年4月頃、国民年金保険料の免除申請書を提出した。申立期間を未納ではなく、免除期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月頃にA市役所で国民年金保険料の免除申請書を提出したと申述しているが、申立人は、「免除申請書を提出した。」とするのみで、当該免除申請手続の具体的な状況が不明である。

また、A市役所の回答によると、平成6年5月10日に平成6年度の免除申請書を同市に提出し、後日、承認されたことは確認できるが、7年度の免除申請書が提出された記録は無いとしているほか、オンライン記録においても、申立人の免除承認済期間は6年4月から7年3月までとなっていることから、申立人の申立期間に係る免除申請手続について確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間について、免除の申請を行ったこと、及び免除の承認を受けたことを示す関連資料も無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

関東（新潟）国民年金 事案 5577

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年9月から58年4月まで

私は、昭和57年8月に勤務先が倒産したために、夫婦一緒に国民年金に加入した。

私たち夫婦の国民年金の加入手続は、妻が昭和57年9月頃にA町役場（現在は、B市役所）で行い、国民年金保険料も妻が同町役場で納付していたはずであり、妻の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和57年9月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申述しているが、その妻は、自身の国民年金の加入手続は、同年10月か11月頃に行ったと思うとする一方、申立人の加入手続の時期は覚えていないとしている上、保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人自身は、加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年8月頃に払い出されたと推認され、この頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、同年7月21日に国民年金の被保険者資格を取得し、54年7月1日に国民年金の被保険者資格を喪失後、国民年金被保険者資格を再取得した形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民

年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5579

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月及び 52 年 8 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月
② 昭和 52 年 8 月から 60 年 3 月まで

私が、実家のある A 県 B 町（現在は、C 市）の役場に勤務していた時期等の国民年金保険料が未納となっている。昭和 60 年 5 月に結婚して D 県 E 市へ引っ越した後の同年 12 月頃に、E 市の郵便局か銀行で 20 万円くらいを一括して納付した記憶がある。

申立期間が未納となっているので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 5 月に結婚して E 市へ引っ越した後、転居前に住んでいた B 町から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、数年分の保険料の未納分 20 万円くらいを、同年 12 月頃に E 市の郵便局か銀行で一括して納付した記憶がある。」と申述している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 59 年 3 月頃に払い出されたと推認され、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、申立人が数年分の保険料を一括して納付したとする 60 年 12 月の時点では、申立期間①及び申立期間②のうち 52 年 8 月から 58 年 9 月までの期間は、既に時効により保険料を納付できない期間となっている。

また、申立人が保険料を一括納付したとする昭和 60 年 12 月の時点では、申立期間②のうち 58 年 10 月から 60 年 3 月までの期間は、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間ではあるが、C 市からは、「昭和 60 年当時、（B 町）役場から県外の転居先住所地まで納付書を送付していたものは、住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税であ

る。」との回答があるほか、国民年金保険料の過年度分については国庫金の扱いとなり、通常は社会保険事務所（当時）から納付書が送付されることから、申立人に転居前の住所地であるB町から過年度納付書は送られていないと考えられる上、当該期間の保険料は約11万円であり、申立人の記憶する保険料額と相違している。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8983

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月18日から27年5月30日まで
申立期間において脱退手当金が支給されていることになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給に係る記録（支給金額、資格期間及び支給年月日等）が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立期間に係る脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であるなど、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8984（茨城厚生年金事案 1949 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 16 日から 37 年 4 月 2 日まで

私が A 事業所に勤務していた期間のうち、本店から B 支店に異動していた期間の標準報酬月額が、それ以前と比べ低くなっている。私は、異動して給与が減額された覚えは無い。申立期間については、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）に申立てを行い、認められないとの通知がされているが、新たに A 事業所から受領した「辞令」及び申立期間の一部に係る昭和 34 年 4 月分から同年 12 月分までの「給料明細表」を提出するので、調査・審議の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 事業所から提出された職員原簿により、申立期間の前後を通じた期間における申立人の月俸と臨時手当の合計額は、オンライン記録における標準報酬月額以下であることが確認でき、同事業所は、申立人の申立期間における基本給は、職員原簿上の月俸に臨時手当を足した金額であったと思う旨の回答をしているほか、同僚照会においても申立人の給与に係る具体的な証言は得られず、オンライン記録により、申立人と同様に、他支店異動後の標準報酬月額の方が低額となっている同僚も確認できることなどから、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会の決定に基づき、平成 24 年 7 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A 事業所発行の申立期間を含む 19 通の「辞令」及び申立期間の一部に係る昭和 34 年 4 月分から同年 12 月分までの「給料明細表」

を提出し、再度審議してほしいと申し立てているが、提出された「辞令」に記載された月俸は、先に同事業所から提出された職員原簿に記載された内容と一致している。

また、申立人が提出した昭和34年4月分から同年7月分までの「給料明細表」に記載されている給与支給額は、それぞれ申立人の当該期間のオンライン記録における標準報酬月額1万円を上回っているものの、同明細表に記載されている厚生年金保険料控除額「150円」は、申立人の当該期間の標準報酬月額1万円に係る当時の保険料額と一致している。

さらに、申立人のオンライン記録における標準報酬月額は、昭和34年8月1日付けで、1万円から1万4,000円に改定されているところ、申立人から提出された同年8月分から同年12月分までの「給料明細表」に記載されている給与支給額は、当該標準報酬月額に相当する支給額であることが確認できる上、同年8月分及び同年9月分の明細表に記載されている厚生年金保険料控除額は「150円」、同10月分には、「210円」の表記の上部に「(8.9月追加)120円」、同年11月分及び同年12月分には「210円」と記載されており、A事業所B支店が、申立人の上記標準報酬月額の改定に伴い、同年10月の給与支給において、標準報酬月額1万円に係る保険料控除額「150円」から、標準報酬月額1万4,000円に係る保険料額「210円」に変更し、同年8月分及び9月分との差額保険料分「120円」を追加控除したことが認められる。

以上のことから、今回、申立人から提出された新たな資料については、いずれも年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。